

令和6年第4回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

令和6年8月19日（開会）

令和6年8月19日（閉会）

令和6年第4回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 令和6年8月19日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開 議 年 月 日（時間） 令和6年8月19日（10時00分）

○出 席 議 員

1番	北 林 義 高	2番	佐 藤 真 二
3番	河 村 良 満	4番	長 井 直 人
5番	大 城 戸 ツヤ子	6番	萩 野 芳 紀
7番	齊 藤 鉄 子	8番	伊 藤 秀 明

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 悦 次
副 村 長	恵比原 史
総 務 課 長	加 藤 浩 二
住 民 福 祉 課 長	石 川 悦 子
産 業 課 長	中 島 英 樹
建 設 課 長	齊 藤 幹 雄
代 表 監 査 委 員	鈴 木 義 廣
教 育 長	高 橋 充
教育委員会事務局長	大 沢 誠 子

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小 林 瑞 穂
議会書記	上 杉 文 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会 期 の 決 定

第3 議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告
について

第4 議案第2号 令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算の専決
処分報告について

第5 議案第3号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算について

第6 議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

1 番 北林義高

2 番 佐藤真二

10時31分 開会

○議長（伊藤秀明） ただ今の出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤秀明） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番 北林議員、2番 佐藤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（伊藤秀明） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（伊藤秀明） 説明員の通告がありますので、報告します。

恵比原副村長。加藤総務課長。石川住民福祉課長。中島産業課長。齊藤建設課長。鈴木代表監査委員。高橋教育長。大沢教育委員会事務局長。

日程第3 議案第1号 上程・討論・採決

○議長（伊藤秀明） 日程第3 議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは、予算関係議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について

地方自治法第179条の第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年8月19日提出

次のページをお開きください。

専決第 6 号

専決処分書

令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 6 年 7 月 26 日専決であります。

次のページ、3 ページであります。

令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 1,007 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 985 万 8,000 円とする。

地方債補正

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

6 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正であります。

災害復旧事業費の計上に基づきまして、災害復旧事業債を限度額 9,750 万円
で計上したものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

歳入でございます。

いずれも 7 月 25 日からの豪雨災害を原因とする、災害復旧事業に関する補正
でございます。

12 款 分担金及び負担金 2 項 分担金 2 目 災害復旧費分担金 93 万
6,000 円の追加であります。1 節 農地農業用施設災害復旧費分担金として、災
害復旧事業費から国庫負担金等を除いた額に、農業用施設災害復旧事業の分担
率 5%を乗じた額となっております。

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 3 目 災害復旧費国庫負担金 1 億
9,168 万 6,000 円の追加であります。1 節 農地農業用施設災害復旧費負担金
3,094 万 3,000 円の追加。2 節 林道施設災害復旧費負担金 800 万円の追加。3
節 公共土木施設災害復旧費負担金 1 億 5,274 万 3,000 円の追加であります。
歳出に計上した災害復旧事業の対象経費に対し、それぞれの国庫負担金の負担
率を乗じて出た額となっております。

18 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 1 億 1,494 万
9,000 円の追加であります。1 節 財政調整基金の追加で、災害復旧事業に要す
る経費の財源として、繰入するものでございます。

20 款 諸収入 4 項 4 目 雑入 500 万円の追加でございます。2 節 雑入ですが、村有建物・車損害共済金として、歳出に計上した村所有の光ケーブルの復旧に要する、そちらに対する共済金の見込み額を計上したものでございます。

21 款 村債 1 項 村債 4 目 災害復旧事業債 9,750 万円の追加であります。1 節 農地農業用施設災害復旧事業債 1,410 万円の追加。2 節 林道施設災害復旧事業債 720 万円の追加。次のページになります。3 節 公共土木災害復旧事業債 7,620 万円の追加で、歳出に計上した災害復旧事業の対象経費から、補助金等を除いた額に対し、それぞれの起債の充当率を乗じた額となっております。

次のページをお開きください。

歳出であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 12 目 情報通信施設管理費 500 万円の追加であります。14 節 工事請負費の追加で、村が所有する光ケーブル、今回の災害で被災した箇所がございます。そちらの復旧に要する経費でございます。

4 款 衛生費 2 項 清掃費 1 目 塵芥処理費 680 万円の追加であります。11 節 役務費 50 万円の追加は、仮設トイレの汲み取り手数料。12 節 委託料 300 万円の追加は、災害ごみに対する、ごみ処理委託料 100 万円と、ごみ収集運搬業務委託料 200 万円の追加。13 節 使用料及び賃借料 330 万円は、20 基分の仮設トイレの借り上げ料を追加するものでございます。

9 款 1 項 消防費 6 目 防災費 100 万円の追加であります。10 節 需要費、消耗品費として、飲料水等の災害用備蓄品の補充に要する経費として、計上するものでございます。

10 款 教育費 5 項 保健体育費 3 目 体育施設費 1,009 万 8,000 円の追加であります。12 節 委託料 220 万円が、上ノ岱スポーツエリアの被災箇所の測量設計委託の追加。14 節 工事請負費は、同じく上ノ岱スポーツエリアの被災箇所について、のり面応急本工事と復旧工事を合わせて、789 万 8,000 円を追加するものでございます。

11 款 災害復旧費 1 項 農林施設災害復旧費 1 目 農地農業用施設災害復旧費 6,467 万 3,000 円の追加であります。需用費 160 万 5,000 円の追加は、応急対応のための発電機や水中ポンプ、ポンプ車等の燃料費の追加。12 節 委託料 4,706 万 8,000 円の追加は、査定設計委託料で 4,000 万円。流木等の除去作業の委託料として、500 万円。用水機等土地改良診断業務の委託として、206 万 8,000 円を追加するものです。14 節 工事請負費は、応急仮工事として 600 万円を追加するものであります。

次のページをお開きください。18 節 負担金、補助及び交付金 1,000 万円の追加は、村単で行う小災害復旧費の補助金として、50 件分を計上するものでござ

ございます。2目 林道施設災害復旧費 3,600万円の追加であります。12節 委託料 1,400万円の追加は、査定設計委託に 1,000万円。積算業務委託料に 300万円。実施設計業務に 100万円の追加をするものであります。13節 使用料及び賃借料 300万円の追加は、機械借上料の追加。14節 工事請負費 1,900万円の追加は、応急工事として 300万円。現年発生災害復旧工事として 1,600万円を追加するものでございます。2項 公共土木施設災害復旧費 1目 公共土木施設災害復旧費 2億 7,750万円の追加であります。12節 委託料 3,900万円の追加は、査定設計委託料として 2,500万円を追加。調査業務委託として 100万円。積算業務委託として 300万円。実施設計業務の委託として 1,000万円を計上するものでございます。13節 使用料及び賃借料 450万円の追加は、機械借上料を追加するもの。14節 工事請負費 2億 3,400万円の追加は、応急工事として 500万円と災害復旧工事として 2億 2,900万円を追加するものでございます。

14款 1項 1目 予備費につきましては、900万円を追加するものでございます。いずれも、7月 25日からの豪雨災害に緊急に対応するため、専決処分をさせていただいたものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤秀明） 議案第 1号 令和 6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり、承認されました。

日程第 4 議案第 2号 上程・討論・採決

○議長（伊藤秀明） 日程第 4 議案第 2号 令和 6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 上小阿仁村公営企業会計補正予算書（第2号）簡易水道事業会計の1ページをご覧ください。

議案第2号 令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算の専決処分報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めものであります。

次のページをご覧ください。

専決第7号

専決処分書

令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年7月26日専決であります。

次のページをご覧ください。

令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,031万4,000円」を「不足する額3,038万8,000円」に、「当年度消費税資本的収支調整額54万7,000円」を「当年度消費税資本的収支調整額64万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

資本的収支の予定額1億970万円を追加し、資本的収入の予定額の総額を1億3,601万2,000円に。資本的支出の予定額に1億977万4,000円を追加し、資本的支出の予定額の総額を1億6,640万円とするものであります。

企業債

第3条 既定の企業債の変更は、表のとおりです。

災害復旧事業の計上に基づき、災害復旧事業債を限度額3,460万円で計上するものであります。

9ページをご覧ください。

1款 簡易水道事業資本的収入 1項 企業債 1目 簡易水道事業債 公共土木施設災害復旧事業債3,460万円の追加。2項 2目 国庫補助金6,910万円の追加。3項 1目 基金繰入収入600万円の追加であります。

支出は、1項 1目 管渠建設改良費1億977万4,000円の内訳は、委託料1,125万3,000円と工事請負費9,852万1,000円の追加になります。

説明については、以上であります。

質疑

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

○議長（伊藤秀明） はい、3番 河村議員。

○3番（河村良満） 今、3ページ目の課長の説明で、第2条 資本的収入及び支出の項目の中で、「不足する額」が表記している額と。2行目ですね。「当年度消費税資本的収支調整額57万4,000円」というふうに表記されていますが、課長の説明では、54万7,000円っていうふうな説明であったんですけども、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 大変、申し訳ありません。

57万4,000円が正しい数値であります。

○議長（伊藤秀明） 他にありませんか。

（「はい」と挙手する者あり）

○議長（伊藤秀明） はい、4番 長井議員。

○4番（長井直人） 今回の専決とは、直接的な関係はありませんが、今回の災害において、近隣市町村から給水車を借りられたことは、非常に当村としては、感謝に堪えない事案だったと思います。そういった状況も踏まえまして、やはり、今後こういった災害が、本来、起こってはならない訳ではあります、予測される訳でありますので、今後の対応、もしくは備えとして、やはり9月議会、9月決算議会、3月予算議会には、今後の方向性、もしくは備える意味での予算等、計画をしっかりと出していきたいと思っておりますので、それを踏まえて、ここでお願いをしておきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（伊藤秀明） 他にありませんか。

答弁なしで、よろしいですか。

○議長（伊藤秀明） はい、4番 長井議員。

○4番（長井直人） 返事くらいは、欲しいと思うんですが。

特に今回は、水道が断水したということで、これについては、上仏社地区においては2回目だった訳なんですね。それに対する、対応不足、推測不足というのもあると思うんですが、これは、どこの集落でも予測されることでもあります。これに対して、どのような備えをしておくか。今後の、今回の水道施設の整備にも該当してくる事案でもありますので、そういったものについて、再度やはり検討して、それに備えて、工事を進めるなり、対応を検討しなければならないと思っておりますので、そういったことを、9月、3月までに、それぞれ検討し

て、提案していただきたいということですので、よろしいですか。村長なり、課長。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

○村長（小林悦次） 災害については、地球温暖化による異常気象というふうなことで、今後も起こりうるというふうな想定のもとで、きちっとした対応が必要であるというふうに考えております。そういう意味で、ライフラインである、今回、水道についてですね、上仏社地区については、2回目の被害を受けてしまったと、いうふうなことがありますて、大変、地域住民の方々には、ご迷惑をおかけいたしております。そういう意味で今後ですね、生活環境整備のことについて、きちっとした維持修繕。そして、今後、何年もつのかというふうな部分。それから、今後、どのような対応をしていかなければならないのかというふうなことについてですね、きちっとした計画を作って。もちろん、防災グッズ、防災備品等についてもですね、今後、きちっとした計画に基づいて、整備をしていくというふうなことが必要であるというふうに思っております。そういう意味で、今、4番議員からお話があったとおりですね、今後、地域住民の方々に、不安を与えないような、そして、安全・安心をですね、持続できるような対応を、これからきちっと整備をして、議会の方に説明をさせていただきたいというふうに思っております。また、それに伴う事業計画、そして事業費についてもですね、議会のご協力のもとに、対応させていただきたいというふうに思っておりますので、どうか、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤秀明） よろしいでしょうか。

○議長（伊藤秀明） 他にありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤秀明） 議案第2号 令和6年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり、承認されました。

日程第5 議案第3号 上程・討論・採決

○議長（伊藤秀明） 日程第5 議案第3号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは、予算関係議案の19ページをお開きください。

議案第3号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算

令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,478万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,464万3,000円とするものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

歳入であります。

18款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 1節の財政調整基金繰入金1,478万5,000円の追加であります。歳出に計上した事業費の財源として、繰り入れするものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費300万円の追加であります。18節 負担金、補助及び交付金の追加として、エアコン購入費の補助金でございます。補助率が、対象経費の2分の1で、上限額10万円とする補助金を30件分、計上するものでございます。

7款 1項 商工費 1目 商工振興費1,068万5,000円の追加であります。18節 負担金、補助及び交付金の追加になります。プレミアム付商品券発行支援事業費補助金768万5,000円につきましては、商品券3,600万円分を追加発行するために要する経費として、プレミアム分と事務費分を計上したものであります。次の、事業者エアコン設備導入等促進事業費補助金につきましては、村内の工業、事業所、店舗等のエアコン設備を省エネルギー性能のものに更新、または新設するものに対し、対象経費の2分の1、上限額、1事業者当たり、100万円とする補助金を3件分、計上するものでございます。

8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費110万円の追加でございます。大林地区の地すべり工事にかかる、用地補償に要する費用としまして、12節 委託料に、用地測量委託料20万円。21節 補償、補填及び賠償金に、用地買収補償金として、90万円を追加するものでございます。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

質疑

○議長（伊藤秀明） これより質疑を求めます。

（「なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤秀明） これより、討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤秀明） 議案第3号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決して、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）

○議長（伊藤秀明） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号 上程・討論・採決

○議長（伊藤秀明） 日程第6 議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 上小阿仁村臨時会提出議案の1ページをご覧ください。

議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結についてであります。

次のとおり、上小阿仁村営アパート新築工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 上小阿仁村営アパート新築工事請負
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 金 240,002,400 円（うち消費税相当額 21,818,400 円）
4. 契約の相手方 秋田県能代市落合字古悪土 150
株式会社 日沼工務店
代表取締役 日沼 友和

仮契約書は、次のページに、写しを掲載しております。

説明は、以上になります。

よろしく願いいたします。

質疑

○議長（伊藤秀明） これより質疑を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

○議長（伊藤秀明） はい、4番 長井議員。

○4番（長井直人） 契約云々に対する質問ではないんですが、この案件、3月議会で、建設について提案された時に、議会からは、当時、僕は反対していた訳なんですけれども、議会からは、当初の予算に対して、建築の構造材についての見直しと、坪単価からくる、部屋数の減少によって、予算の圧縮ができないかという提案があったと思います。それに対して、その後の今年度に入ってから全協において、当局からは構造材の変更、部屋数の減少をしても、予算の圧縮は、それほど変わらないと、いう回答をいただき、12棟のままで進めたいと、回答をいただきました。

その後も、全協等、何回か開かれている訳なんですけど、先ほどの議運でもお話ししたとおり、協議不足で、内容について深く審議する場がなく、今回、契約を締結され、ここに提案されてきております。そういった中で、僕としては、当初、議員の指摘に対して、当局としては、予算の圧縮がかなわないので、12棟で行きたいという回答であったので、12棟のまま、進めるべきだったのではないかなというふうに思うんですが、なぜ、10棟にして設計をし、設計を見直しし、契約締結までいったのか。そこについて、ご説明いただけますか。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 4番議員さんからありましたように、当初は12部屋の計画で進めたいというふうなことで説明をした訳なんですけれども、その後、まず、事業費をいくらでも圧縮するという意味もありまして、12部屋から10部屋という形で、対応することにしております。また、建設位置を変更することにより、相撲場等の解体が増える訳なんですけれども、それを含めた上でも、その10棟でいくと、当初の予算の範囲内で実施することができる、ということで、全協の時にも説明させていただいたとおりです。

以上であります。

○議長（伊藤秀明） はい、4番 長井議員。

○4番（長井直人） 村としては、計画の段階で、12棟にして進めたいと。12棟でアパートを建てて、利用していきたいという構想の上で、当初、計画したと思います。そうした中で、予算の圧縮が、それほどかなわないという中で、

12棟のままで進めたいという方向だったので、それはそれでいいのかなというふうに判断していた訳ですけれども。

当初の予算内ですべてを収めたいということで10棟にしたという、理由は分からなくはない訳ですが、当時、3月に反対をして、そういった指摘をした時点で、土俵の解体。また、場所の変更によって、予算がかかり増しになるというのは、議員も了承していた訳なんです。議員の方からは、それも含めて予算内で収めろってというような、直接的な判断はされた訳ではないので、そういった中で、予算内で収めるために10棟で計画をして進めたというのは、了承できる訳ではあるんですが、村として、じゃあ、なぜ、12棟で計画したのか。その部分が、ちょっと、不透明になってしまってますので、やはりそういった部分も含めて、本来であれば、議員にしっかり説明して、お願いしていかねければならなかったのではないのかなと思います。

議員に言われたから10棟にした。10棟にしたから、今後の、建設後の利用が、想定外、になってしまったというようなことでは、理由にはならない訳です。当然、災害等が起きた場合にも、空いている場合には利用できる、いろんな形での利用もかなう訳なので、村として、当初、計画をして、必要だといっていた部分。それについて、議員の反対を拒むために10棟にしたのかもしれないんですが、やはり、それならそれで、もっとしっかり協議を重ねて、臨むべきだったのではないのかと思うので、そういった部分は、今後の運営について、しっかりと当局の方でも対応していただければと思います。

今回、こういった形であげられていますが、やはり、事前にしっかり協議をされて、契約締結までいっているのであればいいんですが、こういった形で契約締結をされてしまうと、もしこれが、不落になった場合、今回この場で否決された場合には、契約自体ができなくなってしまうんですね。そうすると、業者に対する補償問題等にもかかわってきます。そういった部分もあるので、やはり、こういった案件は、丁寧に進めていただきたいと思いますので、今後、気を付けていただくよう、お願いしたいと思います。

○議長（伊藤秀明） 村長、答弁はありませんか。

はい、村長。

○村長（小林悦次） 今回、議案として提出させていただいている件につきましては、全員協議会等を含めてですね、いろいろ議会の方に、ご協議をいただきまして、その都度、議員の各位から、いろんなご意見、ご要望をいただきました。それを総合的に判断させていただいて、進めさせていただいた経緯がございます。

ただ、4番議員から言われたとおりですね、協議内容について、十分な審議がされておらないというふうなご指摘ですので、今後の対応につきましては、

先ほど議会運営委員会の中でもお話させていただいておりますね、十分に日程調整等をさせていただきながら、対応するように、今後、気を付けてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤秀明） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤秀明） これより、討論を行います。

（「議長」と挙手する者あり）

○議長（伊藤秀明） 最初に、原案に反対の発言を許します。

（「3番 河村良満議員」挙手）

○議長（伊藤秀明） はい、3番 河村議員。

○3番（河村良満） 先ほど、4番議員も話されておりますけれども、当初計画では、12床での計画でした。当初予算内で外構工事は、その後、できないということで、外構工事は補正でお願いしたい、との当局からの説明でありました。

議員から補正がとおれば、全体工事費がまた上がり、1戸当たりの建設単価が高くなると、いう意見が出されました。その後、当局から10床にして、当初予算の2億8,820万円で行いたい旨の報告がありました。

コロコロと工事内容が変わっています。4番議員も話したとおり、質疑不足だと痛感しております。このような工事契約には、賛成できません。

また、7月25日からの豪雨災害では、村内で甚大な災害が発生しました。村長を先頭に、当局の不眠不休の対応に対しては、深く敬意を表します。

村営アパートの建設よりも、今は災害復旧が、我が村にとって、最優先の課題だと考えます。

どうか、被害を受けた村民の気持ちを考えてください。

以上のことから、今回の村営アパート新築工事請負契約の締結については、反対をいたします。

他の議員の賛同を、よろしくお願いします。

○議長（伊藤秀明） 他に、反対討論はありませんか。

（「2番 佐藤真二議員」挙手）

○議長（伊藤秀明） はい、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤真二） 私は、アパート建設には賛成であります。

村民からアパートを建てて何をされるんですか、と言われますが、村にとってアパートは、私は必要だと思います。一人暮らしがどんどん増えるこの村には、

今後も私はもっと必要だと思えます。ですから、一般予算をとおしました。

その時もお願ひしました、3月予算の時も。アパートは必要なので。でも、高額すぎると。

村長にも図面の見直しをお願いしますと。図面を見直しすれば、もっともつと安くできますと。

そういうお願いをしましたが、先ほど話しされたように、12所帯を10所帯にただけで、図面の見直しはしてありません。

ですから、私は、このアパートには、申し訳ございませんが、賛成できません。

以上です。

○議長（伊藤秀明） 他に、反対討論はございませんか。

（「5番 大城戸ツヤ子議員」挙手）

○議長（伊藤秀明） はい、5番 大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） 私も反対します。

というのは、3月に説明を受けました。しかし、村民に聞くと、村営住宅もあるし、人口がこれから減少するのに、村営住宅が空いているのに、そんなに必要かと。そういうことを回って歩いていると聞かされます。

それから、3月、そして5月と全協で話はしていますけれども、本当に耳に入ってきません。

本当に審議されてないんですね。図面を見ても小さくて分からず。

また、5月以降、そういう現地も見せていません。

それでこういう締結をするっていうのは、いかななものかと思ひまして、私は、反対いたします。

○議長（伊藤秀明） 他に、反対討論はありませんか。

○議長（伊藤秀明） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ございませんか。

○議長（伊藤秀明） ないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤秀明） 議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

この議案の採決の方法は、起立採決といたします。

議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに、賛成の方は、起立願ひます。

（「起立多数」）

○議長（伊藤秀明） 起立多数です。

したがって、議案第4号 上小阿仁村営アパート新築工事請負契約の締結については、可決とされました。

閉 会

○議長（伊藤秀明） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これにて、令和6年第4回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

11時17分 閉会